

平成 30 年 6 月

かながわ薬剤師学会における 倫理審査及び利益相反規則の取扱いについて

公益社団法人神奈川県病院薬剤師会 会長 佐藤 透
公益社団法人神奈川県薬剤師会 会長 鶴飼 典男

第 17 回かながわ薬剤師学会は、平成 31 年 1 月 20 日（日）にパシフィコ横浜にて開催いたします。本学会において、倫理審査及び利益相反規則を以下のよう
に取扱います。

倫理審査について

人を対象とする研究(疾病の原因、発症、影響の理解、予防、診断、治療行為の改善等)は、次の指針等に基づいた倫理的配慮が必要です。研究計画は、倫理審査委員会（所属施設または神奈川県薬剤師会倫理委員会等）の倫理審査を経て、承認を得る必要があります。倫理審査委員会の承認を得た場合は、要旨にその旨を記載してください。

なお、人を対象としない研究（業務改善報告、匿名化された既存資料のみを用いる研究、研究的介入のない症例報告等）は、倫理審査委員会に申請する必要はありませんが、個人情報の保護にご留意ください。

1. ヘルシンキ宣言（世界医師会）
2. 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省 厚生労働省）
3. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（厚生労働省）

※各指針については、インターネット等でご確認ください

※次回、第 18 回かながわ薬剤師学会からは、倫理審査に係る申告が必須となります。

利益相反規則について

発表者の利益相反（Conflict of Interest、以下、COI と略す）状態を公正にマネジメントするために「かながわ薬剤師学会利益相反規則」を定めました。本学会はすべての発表者（筆頭発表者）への COI 開示が義務付けられています。

会員各位におかれましては、学術研究活動において倫理的配慮と COI 開示が社会の要請であり、他学会においてはすでに先行実施されていることをご理解いただき、上記各指針及び利益相反規則を順守していただきますようお願いいたします。